

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月27日

【事業年度】 第41期(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

【会社名】 株式会社テー・オー・ダブリュー

【英訳名】 TOW CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 江 草 康 二

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル

【電話番号】 03(5777)1888

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長兼CFO 大 谷 栄 一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル

【電話番号】 03(5777)1888

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長兼CFO 大 谷 栄 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
売上高 (千円)	12,346,178	12,188,866	13,442,241	15,230,760	16,251,013
経常利益 (千円)	864,939	1,035,458	1,349,991	1,682,524	1,823,195
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	428,992	638,336	818,483	1,083,553	1,206,675
包括利益 (千円)	463,852	659,868	867,547	1,304,711	1,414,422
純資産額 (千円)	5,285,727	5,644,466	6,335,356	7,254,387	8,133,016
総資産額 (千円)	8,756,677	8,979,677	10,143,660	10,854,274	11,807,734
1株当たり純資産額 (円)	463.29	255.82	281.37	320.64	358.63
1株当たり当期純利益 (円)	37.64	28.90	36.93	48.35	53.74
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		28.78	36.69	47.72	52.30
自己資本比率 (%)	60.3	62.7	62.2	66.2	68.2
自己資本利益率 (%)	8.2	11.7	13.7	16.1	15.8
株価収益率 (倍)	15.99	11.97	16.19	12.51	15.43
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,491,928	86,137	1,287,997	196,692	872,139
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	29,177	118,342	67,435	174,921	6,166
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	376,458	314,469	189,467	412,093	556,323
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,478,857	2,196,593	3,227,688	3,187,208	3,496,857
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	149 [18]	159 [20]	159 [21]	169 [24]	188 [24]

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を[]外数で記載しております。

3 第37期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成25年 6月	平成26年 6月	平成27年 6月	平成28年 6月	平成29年 6月
売上高 (千円)	11,785,589	11,642,615	12,196,673	13,586,805	14,309,118
経常利益 (千円)	763,651	927,459	1,118,655	1,410,130	1,505,769
当期純利益 (千円)	424,958	625,373	725,524	989,854	1,114,593
資本金 (千円)	948,994	948,994	948,994	948,994	948,994
発行済株式総数 (株)	12,242,274	12,242,274	12,242,274	24,484,548	24,484,548
純資産額 (千円)	5,123,674	5,469,451	6,067,381	6,879,075	7,664,307
総資産額 (千円)	8,519,859	8,659,000	9,680,242	10,069,204	10,945,420
1株当たり純資産額 (円)	449.07	247.86	269.41	304.50	338.44
1株当たり配当額 (内 1株当たり 中間配当額) (円)	28.00 (14.00)	28.00 (14.00)	33.00 (15.5)	22.00 (10.25)	26.00 (13.00)
1株当たり当期純利益 (円)	37.29	28.31	32.74	44.17	49.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		28.20	32.52	43.59	48.31
自己資本比率 (%)	60.1	63.0	62.4	67.8	69.5
自己資本利益率 (%)	8.4	11.8	12.6	15.4	15.5
株価収益率 (倍)	16.15	12.22	18.27	13.70	16.70
配当性向 (%)	75.1	49.5	50.4	49.8	52.4
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	123 [15]	130 [14]	128 [13]	136 [14]	153 [14]

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
2 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を[]外数で記載しております。
3 第37期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4 平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

当社(形式上の存続会社、旧株式会社イベント企画、昭和55年2月26日設立、本店所在地東京都港区六本木三丁目4番33号マルマン六本木ビル、1株の額面金額500円)は、平成10年7月1日を合併期日として、株式会社テー・オー・ダブリュー(実質上の存続会社、昭和51年7月6日に有限会社として設立、平成元年3月14日に株式会社に改組、本店所在地東京都港区六本木三丁目4番33号マルマン六本木ビル、1株の額面金額50,000円)を合併し、商号を株式会社テー・オー・ダブリューに変更いたしました。

この合併は、実質上の存続会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューの株式における額面金額の変更を目的としたものであり、合併により、同社の資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。

合併前の当社は休業状態にあり、合併におきましては実質上の存続会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューの事業を全面的に継承しております。従いまして、実質上の存続会社は被合併会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューでありますから、特段の記述がない限り、合併期日までは実質上の存続会社について記載しております。

なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社である旧株式会社テー・オー・ダブリューの期数を継承し、平成10年7月1日より始まる事業年度を、第23期としております。

年月	事項
昭和51年7月	販売促進の企画、コンサートの企画等を目的とし、有限会社テー・オー・ダブリューを東京都千代田区に資本金2百万円で設立し、代表取締役役に川村治が就任。
昭和56年1月	ソニー株式会社のウォークマン発売のキャンペーンを株式会社博報堂より受注。以降株式会社博報堂との継続的取引を開始。
平成元年3月	有限会社テー・オー・ダブリューから株式会社テー・オー・ダブリュー(資本金5百万円)に改組。
平成元年3月 平成5年6月	本店を、東京都港区六本木三丁目4番33号マルマン六本木ビルに移転。 株式会社博報堂の各部署をはじめ、株式会社博報堂プロス、株式会社電通、株式会社東急エージェンシー、株式会社旭通信社、株式会社読売広告社、株式会社大広、株式会社朝日広告社、株式会社マッキンゼーエリクソン、凸版印刷株式会社、株式会社ジェイアール東日本企画等へ営業活動を拡大。
平成5年7月	東京都都制施行50周年記念式典の企画運営業務を受託。
平成6年5月	シーガイアオープニングセレモニーを、春、夏、秋に実施、企画運営業務を受託。
平成7年11月	Windows95発売キャンペーンを受託。
平成8年4月	大阪支社開設。関西地区への営業活動を本格的に開始。
平成8年8月	特定建設業(内装仕上工事業：東京都知事登録)の登録。
平成9年11月	東京湾アクアライン開通記念式典(木更津)の企画、運営を受託。
平成10年2月	冬季長野オリンピックのトーチリレー(聖火リレー)の関東地区の運営、並びに公式スポンサー日本コカ・コーラ株式会社の白馬会場ブースの運営を受託。
平成10年6月 平成10年7月	一般建設業(とび土工工事業：東京都知事登録)の登録。 額面変更を目的とし、当社の100%子会社である株式会社イベント企画と合併(当社は実質上の存続会社)。
平成10年8月 平成11年5月	夏季国民体育大会の開催式典、並びに秋季大会の開催式典の企画、運営を受託。 しまなみ海道(本四架橋三原～今治ルート)開通記念式典及び関連行事の企画運営、くまの博の全体運営を受託。
平成12年7月 平成12年12月	イベント制作会社としては初めて日本証券業協会へ店頭登録。 ISO14001を認証取得。
平成13年1月	「TOWイベントプランナーズスクール」を開講。
平成13年5月	本店を、東京都港区虎ノ門一丁目26番5号 虎ノ門17森ビルへ移転。
平成14年1月	株式会社ユニワンコミュニケーションズと業務提携及び資本提携。
平成14年3月	当社の100%連結子会社株式会社ティー・ツー・クリエイティブ設立。
平成15年1月	大阪支社を、大阪市北区西天満六丁目1番2号に移転。
平成16年11月	I S M S(情報セキュリティーマネジメントシステム)の認証を取得。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年3月	愛知万博の各種パビリオンの企画・演出・運営を受託。
平成17年7月	名古屋支社開設。東海地区への営業活動を本格的に開始。
平成17年8月	Pマーク(プライバシーマーク)の認証を取得。
平成17年11月	viZoo社より新映像技術「Free Format」のイベントにおける独占販売権、日本国内でのすべての実施施工の独占実行(制作)権を取得。
平成19年6月	東京証券取引所市場第二部へ上場。
平成20年6月	東京証券取引所市場第一部指定。
平成21年5月 平成22年2月	本店を東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイスへ移転。 ジェイコムホールディングス株式会社と業務提携及び資本提携。

年月	事項
平成23年7月	大阪支社を関西支社に名称変更。
平成25年9月	代表取締役役に江草康二が就任。
平成25年10月	本店ビル名が神谷町セントラルプレイスからヒューリック神谷町ビルに変更。
平成26年1月	1-10designとの業務提携による新プロジェクト「1 TOW(ワン・トゥー・ダブリュー)」を開始。
平成26年4月	育児手当を倍額。
平成26年7月	全社員一律5000円ベースアップを実施。
平成26年7月	デジタルプロモーション室(DP室)をインタラクティブプロモーション室(IP室)に名称変更。
平成26年11月	TOWインタラクティブプロモーションスクール開講。
平成27年7月	面白法人カヤックとの業務提携による新プロジェクトバズるイベント「TOWAC(トワック)」を開始。
平成27年9月	監査等委員会設置会社へ移行。
平成27年10月	太陽企画との業務提携による新プロジェクト ヴィジュアル・エクスペリエンスユニット「T×T(ティー・ティー)」を開始。
平成27年11月	ヴィジョントラストとの業務提携による新プロジェクト「TOVISION(ティーオーヴィジョン)」を開始。
平成28年2月	PR会社マテリアルとの業務提携による新プロジェクト「PRモーションズ(ピーアールモーションズ)」を開始。
平成28年6月	3社合同出資による連結子会社株式会社スポーツイズグッドを設立。
平成28年10月	関西支社を大阪市北区堂島浜1丁目4番4号に移転。
平成29年7月	体験デザイン本部の新設。
平成29年7月	関西支社及び名古屋支社を株式会社ティー・ツー・クリエイティブに統合。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社(株式会社ティー・ツー・クリエイティブ、株式会社スポーツイズグッド)により構成されており、イベントの「企画」・「制作」・「運営」・「演出」及びセールスプロモーションに関するグッズ・印刷物の制作並びにそれに付帯する業務を行っております。

業務の内容と業務フロー

()メディアとしてのイベントの位置づけ

イベントは、企業や行政が直接対象者(来場者)とふれあうダイレクト・コミュニケーション、パーソナル・コミュニケーションとしてのメディアであります。その目的は主催者(企業や行政)が意図すること(企業のイメージアップ、行政目的としてのキャンペーン、業務内容の周知、商品の認知、販売促進)を的確に伝え印象に残すことにあります。

()イベントの企画から本番実施まで

イベントは、主催者が何らかの目的(対象者に情報を発信したいとの意図)を持った時点で案件が発生いたします。

当社は、主催者よりその目的についての説明を受け、企画の作成に入ります。その後、幾度かのミーティングを繰り返すことにより、当初の企画書から基本計画書、実施計画書、詳細計画書へと段階的に移行し、最終的には進行台本、施工図面、タイムスケジュール表となり、各種資料に従い舞台作りやリハーサルが行われ、イベント当日を迎えます。

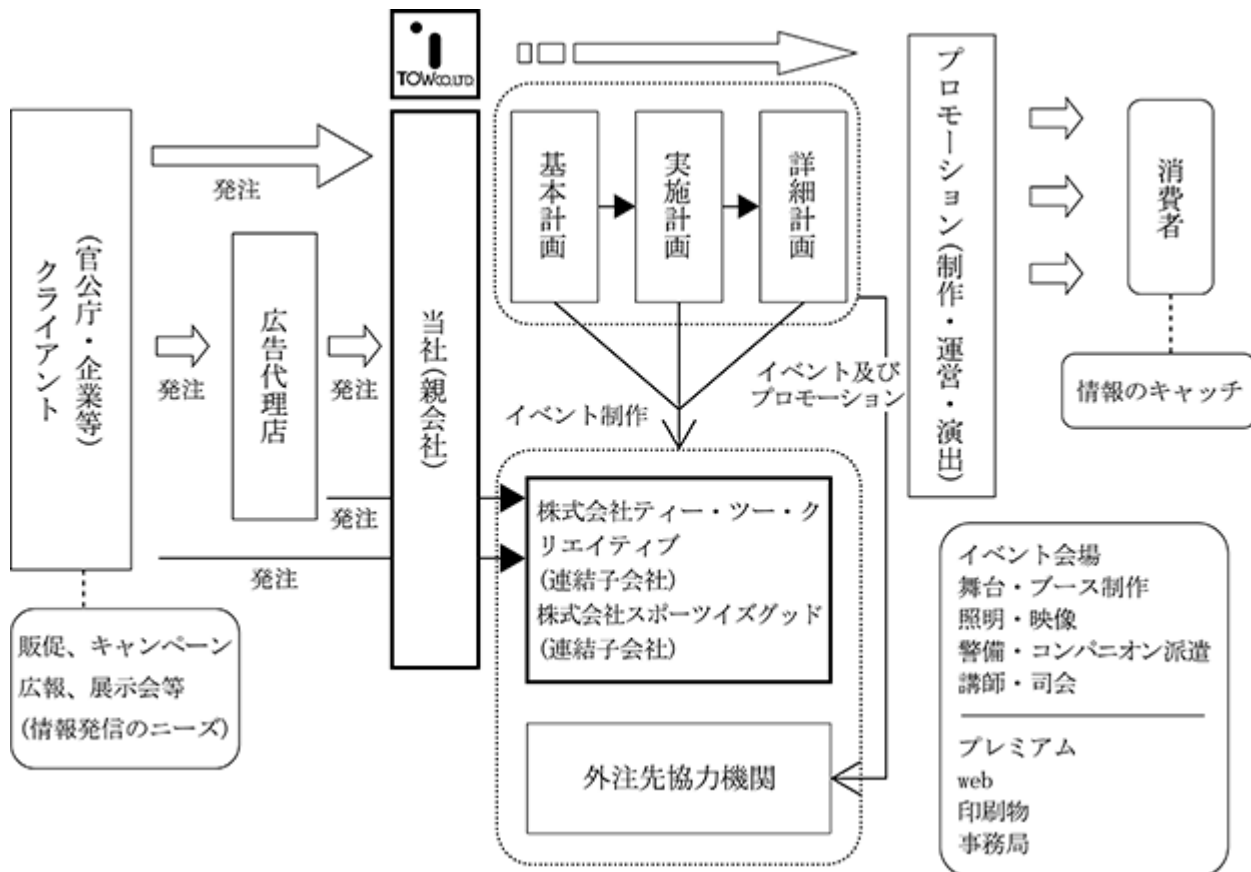
()当社の業務範囲

当社は、イベントの場合、上記の企画からイベント本番までを受注し、「企画」・「制作」・「運営」・「演出」をいたしますが、実際のイベント現場では多くの業務があります。すなわち、照明、音響、映像、舞台制作、モデル・コンパニオン・警備員の派遣、整理、撤収、清掃等種々雑多の業務があり、これらの専門業者を外注先として業務ごとに発注し、イベント全体をトータルにディレクション、プロデュースすることで主催者の意図することを来場者に伝えることが当社の業務であります。

なお、株式会社ティー・ツー・クリエイティブは、このうちイベントの「制作」・「運営」を、株式会社スポーツイズグッドはスポーツ体験のプランニング及びプロデュース業務を専業として行っております。

また、プロモーションの場合は企画、デザイン、制作が主な業務ですが、印刷、プレミアム、グラフィックデザイン、事務局運営、OOH、Web制作等の業務があり、イベント同様トータルにディレクション・プロデュースし、安全・確実に納品することが当社の業務であります。

これを図示すると次のとおりであります。



当社の制作するイベントをカテゴリー別に分類すると下表のとおりとなります。

カテゴリー	内容
販促	企業が販売促進活動の中で行うキャンペーン、催事
広報	行政機関の広報イベント、企業の報道機関等への発表会
文化/スポーツ	企業が行う冠催事、スポーツ大会、行政・団体が行う文化催事、スポーツ
博展	博覧会、展示会、見本市
制作物	印刷物、ポスター等のノベルティ、グッズ

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ(注)1、2	東京都港区	100,000	イベント制作・ 運営・演出	100.0	当社が受注したイベントの 制作・運営・演出を行って おります。 役員の兼任 無
株式会社スポーツイズグッド	東京都港区	30,000	スポーツ体験の 企画・運営・演 出	51.0	当社が受注したスポーツ体 験の企画・運営・演出を 行っております。 役員の兼任 1名

(注) 1. 株式会社ティー・ツー・クリエイティブは、特定子会社に該当しております。

2. 株式会社ティー・ツー・クリエイティブについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	1,938,894千円
	経常利益	641,578千円
	当期純利益	419,071千円
	純資産額	603,491千円
	総資産額	1,123,849千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

(平成29年6月30日現在)

事業部門の名称	従業員数(人)
制作・営業部門	175(18)
管理部門	13(6)
合計	188(24)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成29年6月30日現在)

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
153(14)	32.8	6.5	7,140,388

事業部門の名称	従業員数(人)
制作・営業部門	140(9)
管理部門	13(5)
合計	153(14)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。
- 2 平均年間給与(税込み)は、基準外賃金及び賞与が含まれております。
- 3 前連結会計年度末に比べ従業員数が17名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い新卒採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益の改善に伴い、雇用環境・所得環境についても緩やかな回復基調で推移しました。当社グループの属する広告業界におきましては、平成28年（1月～12月）の国内総広告費が6兆2,880億円（前年比1.9%増¹）の低成長にとどまりました。

このような事業環境の中、当社といたしましては、マス広告から総合プロモーション（デジタルを含む）へとシフトするクライアントのニーズに応えるべく、当社の強みである「リアルプロモーション（イベント）」を軸として「ネット（SNS）プロモーション」「AR/VR/アプリなどのデジタル技術を活用した体験イベント」「動画制作・プロモーション」「データに基づくPRプロモーション」等の新たな領域を組み合わせることで、インタラクティブ・プロモーション力（以下、IP）²を全社的に強化してまいりました。

これらの施策が成果を上げ、受注領域の拡大や案件単価の上昇につながりました。

また、当社制作子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブ（以下、T2C）の営業強化施策に取り組み、外部営業先を拡大した結果、外部売上及び営業利益等が大幅に伸長し、グループ売上・利益に貢献いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は162億51百万円（前連結会計年度比6.7%増）、営業利益は18億11百万円（同7.9%増）、経常利益は18億23百万円（同8.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億6百万円（同11.4%増）となり『2期連続で過去最高売上・利益を更新』いたしました。

1：(株)電通「日本の広告費」平成29年2月発表による

2：IP＝デジタル技術とアイデアでリアルな感動体験を創りだし、その体験を情報拡散・共感させるプロモーション

< カテゴリー別概況 >

(販促)

当連結会計年度は、大手化粧品メーカー及び大手自動車メーカー並びに大手飲料メーカーなどからプロモーション活動を受注しましたが、前連結会計年度比8.1%の売上減となりました。

(広報)

当連結会計年度は、大手自動車メーカーや大手コンビニエンスストアからのセミナーや発表会を受注したこと等により、前連結会計年度比23.1%の売上増となりました。

(文化 / スポーツ)

当連結会計年度は、官公庁からの日本食普及に関する事業や国際的なスポーツイベント関連の案件を受注したこと等により、前連結会計年度比149.0%の売上増となりました。

(制作物)

当連結会計年度は、大手コンビニエンスストアの店頭プロモーションや官公庁からの事務局業務を受注したこと等により、前連結会計年度比28.9%の売上増となりました。

(企画売上高)

企画売上高は、前連結会計年度比23.8%の売上増となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ3億9百万円増加し、当連結会計年度末は34億96百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は8億72百万円(前年同期は1億96百万円の獲得)となりました。これは主に、売上債権の増加額が7億16百万円、法人税等の支払額が6億59百万円ありましたが、税金等調整前当期純利益が18億20百万円、未収入金の減少額が2億95百万円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は6百万円(前年同期は1億74百万円の獲得)となりました。これは主に、保険積立金の解約による収入が44百万円ありましたが、有形固定資産の取得による支出が37百万円、無形固定資産の取得による支出が12百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は5億56百万円(前年同期は4億12百万円の使用)となりました。これは主に、配当金の支払額が5億55百万円あったこと等によるものであります。

2 【制作、受注及び販売の状況】

セグメント情報を記載していないため制作の実績、受注の状況及び販売実績はカテゴリー別で記載しております。

(1) 制作の実績

カテゴリー	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
販促	6,905,737	7.9
広報	4,440,165	22.9
文化/スポーツ	444,225	173.4
博展		100.0
制作物	1,700,849	27.7
合計	13,490,978	6.7

(注) 上記の金額はイベント制作に要した費用で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注の状況

イベントは制作段階、運営段階で当初の内容や金額が変動することが多いことから、当業界では、契約書の取交しや、発注書等が発行されることが少なく、したがって、受注残高の正確な把握が困難なため、受注状況の開示はいたしておりません。

なお、当社グループでは社内の制作受注管理システムにより、案件の進捗度合いの正確な把握に努めております。

(3) 販売の状況

販売実績

当連結会計年度の販売実績をカテゴリー別に示すと次のとおりであります。

カテゴリー	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
制作売上高		
販促	8,133,611	8.1
広報	5,472,408	23.1
文化/スポーツ	520,268	149.0
博展		100.0
制作物	2,014,946	28.9
小計	16,141,234	6.6
企画売上高	109,778	23.8
合計	16,251,013	6.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

主要顧客別売上状況

最近2連結会計年度の主要顧客別売上状況は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)		当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	
	金額(千円)	総販売実績に 対する割合(%)	金額(千円)	総販売実績に 対する割合(%)
(株)博報堂	3,556,772	23.4	4,510,777	27.8
(株)電通	2,937,637	19.3	2,847,039	17.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成29年9月27日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）会社の経営の基本方針

当社は、昭和51年にイベント及びプロモーションを企画、制作、施工、運営する会社として設立以来、一貫してイベント及びプロモーションを行なう会社として、「人と人とのコミュニケーションを大切に作る心豊かな社会作りに貢献すること」を目標としてまいりました。

当社グループは、この目標を達成するため、常に新しいイベントの形態を追及してまいりましたし、今後も新聞・雑誌等の活字メディア（第1のメディア）、ラジオ等の音声メディア（第2のメディア）、テレビ等の映像メディア（第3のメディア）、コンピュータを含む通信ネットワーク（第4のメディア）に続く、第5のメディアとしてのイベントの新たな可能性とプロモーション業務の発展に尽力してまいり所存であります。

（2）目標とする経営指標

当社グループは、株主重視の経営という観点から企業価値最大化を図るため、収益性と効率性の観点より、目標とする経営指標を従業員一人当たりの売上総利益とし、その向上を目指しております。

（3）中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

日本の総広告費は復調傾向にあり、中でも顧客（広告主）が「売り」への直接的効果をプロモーションに対して求める傾向は年々強まっております。その結果として非マス（TVなどのマス4媒体以外のイベントプロモーション、デジタル、クリエイティブ、屋外、スポーツなど）広告費は量・シェアともに拡大傾向が続いており、大手広告代理店における売上のシェアにおきましても、その傾向は顕著であります。

また、生活者のモノの買い方が変化し、消費の目的は、「商品価値から体験価値へ＝モノからコトへ」変化しております。当社としては、このような動向に対応するため、次に掲げる施策に取り組んでまいります。

1. 日本初の“体験デザイン”プロダクションへ

モノ余りの現代、人がモノを買う目的は、「モノ自体を買う」ことだけでなく、その選択の過程から得られる「体験価値」にも重きが置かれる環境になっております。そのような環境下、買い方、作り方、売り方も含めたトータルなブランド体験を設計（デザイン）することが「体験デザイン」です。当社は強みである「リアルプロモーション（イベント）」を軸に、「ネット（SNS）プロモーション」「AR/VR/アプリなどのデジタル技術を活用した体験イベント」「動画制作・プロモーション」「データに基づくPRプロモーション」等を組み合わせることによりIP力を強化してまいりましたが、これを更に進化させ、「データ分析」「効果検証」を組み合わせたプロモーションを提供する、日本初の“体験デザイン”プロダクションを目指してまいります。

なお、当該施策を一層推進するために、当社は平成29年7月1日付で「体験デザイン本部」を設立いたしました。従来のIP室及び企画チームを再編し、ブランド体験を専門にデザインする体制とし、更なるソリューション力の強化を図ってまいります。

2. 成長戦略

中長期的な成長に向け以下の施策に取り組んでまいります。

グループ経営の強化

平成29年7月1日付で当社の関西支社・名古屋支社を統合し、急成長する100%連結子会社のT2Cのマネジメントを強化し、更なる業績の拡大を目指します。

新卒の定期採用継続による戦力増

毎期20名以上の規模の新卒定期採用を継続し、収益力を維持しつつ「稼ぐ力」を強化してまいります。

2020年案件の積極的な取込み

開催1000日前を控え、活性化し始めた2020年案件を確実に受注し、業績の拡大を図ります。

M&A・アライアンス

「リアル」「デジタル」「映像」「PR」「データ」など各領域の会社とのM&A、資本・業務提携等に積極的に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成29年9月27日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 社会情勢及び自然災害等に伴うリスクについて

イベントやセールスプロモーションは景気や企業業績などの社会情勢や、地震などの自然災害等の影響を受けやすい傾向にあります。従いまして、国内市場における景気後退や自然災害等の発生に伴う需要の縮小は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) イベントの企画、制作業務に関する業界の慣行について

イベントの制作は、企画、制作、運営及び管理等各段階によって構成されますが、コンペによる受注、指名による受注等、その受注形態に関わらず、制作作業に入る前に企画段階があります。企画を立案し関係者との打合せを経て、制作段階・本番の運営段階に進みますが、制作段階や本番の運営段階（開催期間中）にイベントの主催者からの追加発注や仕様変更の要請があったり、屋外イベントの場合では、天候の変化により直前に実施内容の変更等が行われることがあります。このように当初の基本計画の内容変更等により、予算金額に変動が生じる場合があります。また、イベント主催者側の広告費の削減や広告代理店の変更等により、イベントの当社受注分がなくなることもあります。このようにイベントは、制作段階、運営段階で当初の内容や金額が変動するケースが多いことから、当業界では、契約書の取交しや、発注書等が発行されることがない場合もあり、したがって、受注残高の正確な把握が困難になっております。このため、当社グループでは社内の制作受注管理システムにより、案件の進捗度合いの正確な把握に努めております。

(3) イベント実施期間及び売上時期の変更について

当社グループの手がけるイベントには、主催者である企業の新商品の発表、また、その販売促進を目的としたものも多く、イベント主催者の商品によっては、製造・販売に許認可を要するものがあるため、その許認可の下りるタイミングにより発売開始の時期がずれ込むこともあります。また、イベント主催者の商品開発の遅れや、生産体制の遅れで発売開始時期が遅れたり、逆に早まる場合もあります。

当社グループは、イベントの本番終了日をもって売上を計上しておりますが、イベントは開催時期、期間の変更が発生しやすいため、売上計上時期が、当初の予定時期からずれ込んだ場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定販売先への依存について

当社グループは、幅広いイベントの制作を手掛けておりますが、現状、日本においてはイベントの主催者は、イベントの実施を大手広告代理店に発注することが大半であります。従いまして、当社を含むイベントの企画、制作、運営を行う会社は、かなりの部分を大手広告代理店から受注しております。

当社グループにおきましても、販売先上位は主に広告代理店であり、平成29年6月期における主要な販売先(株)電通グループ、(株)博報堂グループ及び(株)アサツーディ・ケイグループ)に対する売上高構成比は、79.1%と高くなっております。広告代理店より発注量の手控えがあれば、当社グループに影響を及ぼす可能性があります。

(5) 売上の季節変動について

当社グループの制作するイベントは、近年、企業の販売促進を目的としたキャンペーンイベントやそれに付随する印刷物・販促グッズの制作、新商品の発表会などの比率が高くなっております。中でも年末商戦、夏のボーナス商戦に向けての販促キャンペーンなどは、10月から12月、4月から6月に実施されることが多く、当社グループの売上が第2四半期(10月～12月)と第4四半期(4月～6月)に集中する傾向があります。

四半期毎の売上高の推移

		第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		通期計
			構成比		構成比		構成比		構成比	
平成25年 6月期	売上高 (百万円)	3,108	25.2%	3,640	29.4%	2,145	17.4%	3,451	28.0%	12,346
平成26年 6月期	売上高 (百万円)	2,349	19.3%	4,249	34.8%	3,019	24.8%	2,569	21.1%	12,188
平成27年 6月期	売上高 (百万円)	3,083	22.9%	3,896	29.0%	2,748	20.5%	3,714	27.6%	13,442
平成28年 6月期	売上高 (百万円)	2,921	19.2%	5,474	35.9%	3,185	20.9%	3,649	24.0%	15,230
平成29年 6月期	売上高 (百万円)	2,737	16.9%	5,775	35.5%	4,002	24.6%	3,734	23.0%	16,251

(6) 個人情報漏洩に関するリスクについて

当社グループは、平成16年11月にI S M S (情報セキュリティーマネジメントシステム)、平成17年8月にはPマーク(プライバシーマーク)の認証を取得し、個人情報の保護には細心の注意を払っておりますが、個人情報保護管理について瑕疵が生じた場合、当社グループの社会的信用並びに当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループは、機動的な調達手段を確保することにより、手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行(株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行)と総額26.5億円の当座貸越契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ9億53百万円増加し、118億7百万円となりました。

流動資産は、前期比7億円増加の102億15百万円となりました。これは主に、未収入金が2億95百万円減少しましたが、受取手形及び売掛金が7億16百万円、現金及び預金が3億9百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前期比2億52百万円増加の15億92百万円となりました。

固定資産のうち有形固定資産は、前期比7百万円減少の91百万円となりました。これは主に、減価償却によるものであります。

無形固定資産は、前期比9百万円増加の17百万円となりました。これは主に、ソフトウェアの購入によるものであります。

投資その他の資産は、前期比2億50百万円増加の14億83百万円となりました。これは主に、保険積立金が47百万円減少しましたが、投資有価証券が2億98百万円増加したこと等によるものであります。

流動負債は、前期比17百万円減少の31億90百万円となりました。これは主に、電子記録債務が98百万円、買掛金が80百万円増加しましたが、その他が1億42百万円、未払法人税等が41百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前期比92百万円増加の4億84百万円となりました。これは主に、繰延税金負債が88百万円増加したこと等によるものであります。

純資産は、前期比8億78百万円増加の81億33百万円となりました。これは主に、利益剰余金が6億51百万円、その他有価証券評価差額金が2億6百万円増加したこと等によるものであります。

(2) 経営成績

売上高及び営業利益

当連結会計年度は、前期に引き続いての、重要顧客にフォーカスした営業活動や受注管理の強化施策への取り組みが引き続き一定の成果を上げました。それに加えて、全社的なインタラクティブ・プロモーション(ＩＰ)力の強化施策と新興業種コラボによる統合プロモーション力の強化施策が両輪として業績と企業価値を高めるエンジンとなり、また子会社である(株)ティー・ツー・クリエイティブの連結営業利益シェアが増し、グループ全体の収益力が向上しました。その結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比10億20百万円増加の162億51百万円となりました。

売上総利益は、収益力の強化を徹底したことにより、前年同期比1億42百万円増加の26億16百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、交際費の増加が主な要因となり、前年同期比9百万円増加の8億5百万円となりました。

これにより営業利益は、前年同期比1億32百万円増加の18億11百万円となりました。

営業外損益及び経常利益

営業外収益は、受取配当金などを22百万円計上、営業外費用は支払利息などを10百万円計上しました。

これにより経常利益は、前年同期比1億40百万円増加の18億23百万円となりました。

特別損益及び税金等調整前当期純利益

特別利益は、新株予約権戻入益を1百万円計上、特別損失は保険解約損を4百万円計上しました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前年同期比1億37百万円増加の18億20百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は30百万円であり、その内訳はパソコンへの投資が15百万円、関西支社移転工事への投資が10百万円等であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除去、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年6月30日現在

事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数(人)	
		建物	工具、器具及び備品	土地(面積㎡)	リース資産		合計
本社(東京都港区)	統括管理販売	16,256	38,460	()	927	55,644	139
関西支社(大阪市北区)	販売	5,875	4,773	()		10,648	9
名古屋支社(名古屋市中区)	販売	0	653	()		653	5
従業員社宅(東京都港区)	福利厚生施設	7,466		6,027(4)		13,493	

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 福利厚生施設はマンションであり、土地については当社持分を記載しております。

(2) 国内子会社

平成29年6月30日現在

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数(人)	
			建物	工具、器具及び備品	土地(面積㎡)		合計
(株) ティー・オー・クリエイティブ	本社(東京都港区)	統括管理販売	1,963	7,701	()	9,665	35
(株) スポーツイズグッド	本社(東京都港区)	統括管理販売		1,300	()	1,300	

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 (株)スポーツイズグッドは当社従業員が業務を兼務しているため記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年9月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,484,548	24,484,548	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	24,484,548	24,484,548		

(注) 「提出日現在発行数」欄の発行数には、平成29年9月1日以降提出日までのストックオプション制度の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条、第240条及び第361条第1項の規定に基づく新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

イ) 平成20年9月25日開催の第32回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社取締役でない対象者は、当社取締役に就任し、当社内規に定める定年により当社取締役を退任する場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。 ・ 対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益が、以下の要件を満たすこと。(下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権一個未満は1の整数倍に切り上げ。) <p>当該決算期の営業利益が3期前よりも20パーセント以上増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">100パーセント</p> <p>15パーセント以上20パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">90パーセント</p> <p>10パーセント以上15パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">80パーセント</p> <p>5パーセント以上10パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">70パーセント</p> <p>5パーセント未満増加した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">50パーセント</p> <p>減少または何ら増加しなかった場合</p> <p style="padding-left: 40px;">0パーセント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。 	同左
	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)

代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	

(注) 1. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(注) 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。これらからに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり0.5円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

ロ) 平成24年9月25日開催の第36回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,000	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,000	400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5	同左
新株予約権の行使期間	平成34年10月1日から 平成35年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・行使期間の開始日において、対象者が当社の代表取締役の地位にあることを要する。但し、新株予約権の交付日から行使期間開始日までの間継続して当社の代表取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による)を完了していることを要する。 ・平成34年6月期における当社の連結経常利益が18億円以上であることを要する。(平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が死亡した場合対象者の相続人において新株予約権の行使ができる。 ・新株予約権の質入その他の処分はできない。 ・対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合(対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないと思われる事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	

(注) 1. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(注) 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。これらからに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり0.5円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

八) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	670	670
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134,000	134,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5	同左
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日から 平成45年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による)を完了していることを要する。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	

(注) 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

二) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	275	275
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000	55,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5	同左
新株予約権の行使期間	平成35年10月1日から 平成45年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、新株予約権の行使日に当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあることは要しない。対象者は当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中または執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	

(注) 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

ホ) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	0.5	同左
新株予約権の行使期間	平成30年10月1日から 平成45年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 0.5 資本組入額 0.5	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役もしくは執行役員以上の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社子会社取締役もしくは当社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権行使日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役もしくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社子会社取締役もしくは当社取締役在任中又は当社執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	同左

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	

(注) 1. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(注) 2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。このに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり0.5円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。)、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。

へ) 平成27年9月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	140	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成33年10月1日から 平成43年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社取締役もしくは当社子会社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、役員定年の延長を受けた場合平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役又は当社子会社取締役もしくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役もしくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中又は執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることはできない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1)	

(注) 1. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。)、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。このに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要な場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。)、当社は取締役会が別に定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。

ト) 平成28年9月26日開催の第40回定時株主総会決議に基づくもの

	事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,294	3,204
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	329,400	320,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	554	同左
新株予約権の行使期間	平成33年10月1日から 平成34年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 554 資本組入額 277	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ・対象者が死亡した場合は、対象者の相続人がこれを行って行使できる。ただし、新株予約権割当契約に別段の定めがある場合にはこの限りではない。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。 	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注1)	

(注)1. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(ただし、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要の場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。)、当社は取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、又は対象者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別に定める日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。このに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合

併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）の調整が行われた場合、次の算式により目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 / 調整後行使価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行の日の前日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）から100円を減じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 / 分割・併合の比率

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも株主総会決議が不要の場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。）、当社は取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、又は対象者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別に定める日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

端株の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年7月1日	12,242,274	24,484,548	-	948,994	-	1,027,376

(注) 平成27年6月15日開催の取締役会決議により、平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割いたしました。これにより株式数は12,242,274株増加し、発行済株式総数は24,484,548株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	21	31	46	59	4	7,136	7,297	
所有株式数 (単元)	-	34,237	3,856	8,209	41,569	47	156,731	244,649	19,648
所有株式数 の割合(%)	-	13.99	1.58	3.36	16.99	0.02	64.06	100.00	

(注) 1 自己株式2,016,096株は、「個人その他」に20,160単元及び「単元未満株式の状況」に96株を含めて記載しております。
2 「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の20株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
真木 勝次	東京都大田区	1,971	8.05
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A.	1,945	7.95
川村 治	東京都目黒区	1,804	7.37
秋本 道弘	東京都世田谷区	1,193	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,121	4.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	984	4.02
ライク株式会社	大阪府大阪市北区角田町8-1	520	2.12
テーオーダブリュー従業員持株会	東京都港区虎ノ門4-3-13	394	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	308	1.26
RE FUND 107-CLIENT AC(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT KW 13001	284	1.16
計		10,527	43.00

(注) 1 . 当社は自己株式2,016,096株(8.23%)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,016,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,448,900	224,489	
単元未満株式	普通株式 19,648		
発行済株式総数	24,484,548		
総株主の議決権		224,489	

(注) 1 . 単元未満株式には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社テー・オー・ダ ブリュー	東京都港区虎ノ門四丁目3 番13号 ヒューリック神谷 町ビル	2,016,000	-	2,016,000	8.23
計		2,016,000	-	2,016,000	8.23

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

会社法第236条、第238条、第240条及び第361条第1項の規定に基づき、取締役のストックオプション報酬額の設定及びストックオプションとして取締役に対し新株予約権を発行することを、以下にそれぞれ掲げる日に開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりです。

イ) 平成20年9月25日開催の第32回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成20年9月25日														
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名														
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式														
株式の数	当社取締役60,000株(注)1														
新株予約権の行使時の払込金額	0.5円(注)2														
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで														
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・当社取締役でない対象者は、当社取締役に就任し、当社内規に定める定年により当社取締役を退任する場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。 ・対象者は、新株予約権を当社内規に定める取締役の定年により退任した日(現在は満62歳の誕生日の直後に開催される株主総会の終了日と定められている。)から2週間の期間に限り、行使することができる。 ・対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益に応じて、下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当該決算期の営業利益が3期前よりも</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">20パーセント以上増加した場合</td> <td style="text-align: right;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">15パーセント以上20パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right;">90パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">10パーセント以上15パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right;">80パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">5パーセント以上10パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right;">70パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">5パーセント未満増加した場合</td> <td style="text-align: right;">50パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">減少または何ら増加しなかった場合</td> <td style="text-align: right;">0パーセント</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ただし、新株予約権1個未満は1の整数倍に切り上げる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。 	当該決算期の営業利益が3期前よりも		20パーセント以上増加した場合	100パーセント	15パーセント以上20パーセント未満増加した場合	90パーセント	10パーセント以上15パーセント未満増加した場合	80パーセント	5パーセント以上10パーセント未満増加した場合	70パーセント	5パーセント未満増加した場合	50パーセント	減少または何ら増加しなかった場合	0パーセント
当該決算期の営業利益が3期前よりも															
20パーセント以上増加した場合	100パーセント														
15パーセント以上20パーセント未満増加した場合	90パーセント														
10パーセント以上15パーセント未満増加した場合	80パーセント														
5パーセント以上10パーセント未満増加した場合	70パーセント														
5パーセント未満増加した場合	50パーセント														
減少または何ら増加しなかった場合	0パーセント														
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。														
代用払込みに関する事項															
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 (注)2」に記載しております。														

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

3 当社は平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

ロ) 平成24年9月25日開催の第36回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役400,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	0.5円(注)2
新株予約権の行使期間	平成34年10月1日から 平成35年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・行使期間の開始日において、対象者が当社の代表取締役の地位にあることを要する。但し、新株予約権の交付日から行使期間開始日までの間継続して当社の代表取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による。)を完了していることを要する。 ・平成34年6月期における当社の連結経常利益が18億円以上であることを要する。(平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が死亡した場合対象者の相続人において新株予約権の行使ができる。 ・対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合(対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 (注)2」に記載しております。

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

- 2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。
- 3 当社は平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

八) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成25年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役166,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	0.5円(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日から 平成45年9月30日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者は当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による)を完了していることを要する。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 (注)2」に記載しております。

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

3 当社は平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

二) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成25年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員80,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	0.5円(注)2
新株予約権の行使期間	平成35年10月1日から 平成45年9月30日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、新株予約権の行使日に当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあることは要さない。対象者は当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中又は執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 (注)2」に記載しております。

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

- 2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。
- 3 当社は平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

ホ) 平成25年9月25日開催の第37回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成25年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社子会社取締役58,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	0.5円(注)2
新株予約権の行使期間	平成30年10月1日から 平成45年9月30日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役もしくは執行役員以上の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社子会社取締役もしくは当社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役もしくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役もしくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において、対象者が当社子会社取締役もしくは当社取締役在任中又は当社執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 (注)2」に記載しております。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

3 当社は平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

へ) 平成27年9月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成27年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員14,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	平成33年10月1日から 平成43年9月30日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社取締役もしくは当社子会社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、役員定年の延長を受けた場合平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役又は当社子会社取締役もしくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役もしくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中又は執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 (注)1」に記載しております。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

ト) 平成28年9月26日開催の第40回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成28年9月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員87名 当社子会社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社従業員326,000株 当社子会社従業員32,200株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	554円(注)2
新株予約権の行使期間	平成33年10月1日から 平成34年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ・対象者が死亡した場合は、対象者の相続人がこれを行使できる。ただし、新株予約権割当契約に別段の定めがある場合にはこの限りではない。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 (注)1」に記載しております。

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行います。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は554円とする。

チ) 平成29年9月26日開催の第41回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成29年9月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役274,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	平成35年7月1日から 平成36年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・行使期間の開始日において、対象者が当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由の有る場合にはこの限りではない。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による)を完了していることを要する。 ・平成34年6月期における当社の連結経常利益が25億円以上であることを要する。(平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・対象者は平成35年6月期の決算発表が行なわれた後においてのみ新株予約権の行使ができる。 ・行使期間の開始日以後において対象者が当社または当社子会社の取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は対象者死亡後新株予約権の行使ができる。 ・新株予約権の質入その他の処分はできない。 ・対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合(対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。 ・新株予約権に関するその他の細目については、当社と個別の対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により定めることとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる株式数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記算式による株式数の調整による調整後の株式数の適用時期については、調整後の株式数は、株式分割のための基準日がある場合はその日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(ただし、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要の場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、又は対象者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別に定める日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。このに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる株式数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

- (2) 上記算式による株式数の調整による調整後の株式数の適用時期については、調整後の株式数は、株式分割のための基準日がある場合はその日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式一株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（いずれも株主総会決議が不要の場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。）、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社取締役会が別に定める日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社による新株予約権の取得に関するその他の事項については、新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

り)平成29年9月26日開催の第41回定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成29年9月26日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役26,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	平成35年7月1日から 平成36年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成35年7月1日の時点において対象者が当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由の有る場合にはこの限りではない。 ・平成34年6月期における当社の連結経常利益が25億円以上であることを要する。(平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。) ・対象者は平成35年6月期の決算発表が行なわれた後においてのみ新株予約権の行使ができる。 ・行使期間の開始日以後において、対象者が当社又は当社子会社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡後新株予約権の行使ができる。 ・新株予約権の質入その他の処分はできない。 ・対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合(対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。 ・新株予約権に関するその他の細目については、当社と個別の対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により定めることとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる株式数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記算式による株式数の調整による調整後の株式数の適用時期については、調整後の株式数は、株式分割のための基準日がある場合はその日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

2 新株予約権1個当たりの払込金額は100円とする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(ただし、当社が消滅会社になる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも株主総会決議が不要の場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。))、当社は取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、又は対象者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別に定める日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。このに基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる株式数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

- (2) 上記算式による株式数の調整による調整後の株式数の適用時期については、調整後の株式数は、株式分割のための基準日がある場合はその日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式一株当たり1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（いずれも株主総会決議が不要の場合には当社の取締役会決議がなされた場合とする。）、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案が株主総会で承認された場合、または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認議案が株主総会で承認された場合、当社は当社取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社取締役会が別に定める日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社による新株予約権の取得に関するその他の事項については、新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	60,000	11,280		
保有自己株式数	2,016,096		2,016,096	

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと認識しており、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

期末配当金につきましては、平成29年8月8日公表しましたとおり、1株当たり13円の配当を実施いたしました。この結果、当期の年間配当金は、中間配当金1株当たり13円とあわせて26円となります。

次期の配当につきましても、従来と同様に利益配分の指標として、連結ベースの配当性向および株価配当利回りの二つを基本としてまいります。

具体的には、本決算発表日に公表いたしました次期の連結業績予想の親会社株主に帰属する当期純利益に対して、配当性向40%で算出された1株当たりの予想配当金と、同決算発表日の前日（平成29年8月7日）の終値に株価配当利回り4.5%を乗じて算出された1株当たりの配当金のいずれか高い方を最低配当金として配当金を決定することとしております。

なお、内部留保の確保という基本方針に基づき、連結配当性向換算で50%を上限とし配当額を決定いたします。

上記計算に基づき算出された27円が次期の最低配当金となります。従いまして、中間配当金を1株につき13円、期末配当金を14円、通期で27円とし、前期比で1円の増配とさせていただきます予定です。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当の株主総会または取締役会の決議年月日は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成29年2月9日 取締役会決議	292,089	13
平成29年9月26日 定時株主総会決議	292,089	13

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
最高(円)	712	722	1,196	827	897
最低(円)	400	530	674	518	575

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当社は平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年1月	平成29年2月	平成29年3月	平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月
最高(円)	668	693	723	793	838	897
最低(円)	639	642	693	710	772	826

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 会長		川 村 治	昭和27年8月25日生	昭和51年7月 平成元年3月 平成21年7月 平成22年9月 平成24年7月 平成25年9月 (有)テー・オー・ダブリュー設立 代表取締役 (株)テー・オー・ダブリューに改組 代表取締役社長 代表取締役会長兼CEO 代表取締役会長兼社長兼CEO 代表取締役会長兼CEO 取締役会長(現任)	(注)2	1,804
代表取締役 社長兼最高 経営責任者 (CEO)		江 草 康 二	昭和36年3月14日生	昭和58年4月 平成19年7月 平成22年7月 平成22年9月 平成22年11月 平成23年7月 平成24年7月 平成25年9月 平成28年6月 (株)電通入社 オグルヴィ・アンド・メイザー・ ジャパン(株) 取締役マネージング・ ディレクター 当社入社 執行役員社長室長 取締役兼執行役員社長室長 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役 当社常務取締役兼執行役員社長室長 代表取締役社長兼COO 代表取締役社長兼CEO(現任) (株)スポーツズグッド 代表取締役社長(現任)	(注)2	120
常務取締役 兼執行役員	第一本部長 体験デザイン 本部長 企画室長	村 津 憲 一	昭和52年1月31日生	平成12年4月 平成18年7月 平成24年7月 平成25年7月 平成27年7月 平成27年9月 平成28年7月 平成28年9月 平成29年7月 当社入社 第一本部村津チーム チーム長 第一本部副本部長兼村津チーム チーム長 執行役員第一本部長 執行役員第一本部長 兼インタラクティブプロモーション 室(IP室)担当役員 取締役兼執行役員第一本部長 兼インタラクティブプロモーション 室(IP室)担当役員 取締役兼執行役員第一本部長 兼インタラクティブプロモーション 室(IP室)担当役員兼インタラク ティブプロモーション室長 常務取締役兼執行役員第一本部長 兼インタラクティブプロモーション 室(IP室)担当役員兼インタラク ティブプロモーション室長 常務取締役兼執行役員第一本部長 兼体験デザイン本部長兼企画室長 (現任)	(注)2	40

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
取締役兼 執行役員	第三本部本 部長補佐	秋 本 道 弘	昭和29年 9月25日生	昭和52年 5月 昭和60年 7月 平成元年 3月 平成 7年 7月 平成13年 7月 平成16年 9月 平成21年 7月 平成22年 9月 平成24年 7月 平成27年 7月 平成29年 7月	(有)テー・オー・ダブリュー入社 取締役 (株)テー・オー・ダブリューに改組 取締役第二制作部長 専務取締役制作本部長 専務取締役第一本部長 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 代表取締役 当社代表取締役社長兼COO 常務取締役兼執行役員第三本部長 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役 当社専務取締役兼執行役員第三本部長 取締役兼執行役員第三本部部長補佐(現任)	(注) 2	1,193
取締役 兼執行役員	第三本部長 体験デザイン 本部副本 部長	小 杉 穂 高	昭和36年 6月24日生	昭和59年 4月 平成13年 6月 平成20年10月 平成27年 6月 平成28年 7月 平成29年 3月 平成29年 7月 平成29年 9月	(株)電通入社 関西支社 販促開発部長 インタラクティブコミュニケーション局 次長 当社入社 執行役員第二本部副本部長兼事業開発担当 執行役員第二本部副本部長兼名古屋支社長兼事業開発担当 執行役員第三本部部長補佐兼名古屋支社長兼事業開発担当 執行役員第三本部長兼体験デザイン本部副本部長 取締役兼執行役員第三本部長兼体験デザイン本部副本部長(現任)	(注) 2	-
取締役		柳 澤 大 輔	昭和49年 2月19日生	平成10年 8月 平成17年 1月 平成26年12月 平成27年 9月 平成28年 4月	(資)カヤック設立 代表取締役 (株)カヤック設立 代表取締役 (株)カヤック(東証マザーズ上場) 代表取締役CEO(現任) 当社取締役(現任) クックパッド(株)社外取締役 (現任)	(注) 2	-
取締役 (監査等委 員)	監査等委員 長	萩 原 新 太 郎	昭和27年 1月 1日生	昭和53年 3月 昭和58年 6月 昭和63年 2月 平成12年 9月 平成27年 9月 平成29年 1月	最高裁判所司法研修所修了 弁護士 登録 ケンブリッジ大学法学部大学院卒業 芝綜合法律事務所開設 パートナー 弁護士(現任) 当社監査役 取締役(監査等委員) 取締役(監査等委員長)(現任)	(注) 3	20
取締役 (監査等委 員)		吉 田 茂 生	昭和25年 5月30日生	昭和49年 4月 平成14年 1月 平成15年 5月 平成18年 6月 平成20年12月 平成22年 6月 平成22年 9月 平成27年 9月	(株)三和銀行〔現(株)三菱東京UFJ銀行〕 入行 (株)UFJ銀行〔現(株)三菱東京UFJ銀行〕 執行役員 京都支店長 (株)三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 大阪法人営業第一～第四部担当 三菱UFJ証券(株)〔現(株)三菱UFJモルガン・スタンレー証券〕 常務執行役員 大阪支店長 MUSプリンシパル・インベストメンツ(株)取締役社長 (株)キーストーン・パートナーズ 取締役会長(現任) 当社監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)		平野透	昭和29年3月13日生	昭和51年4月 昭和51年5月 平成5年7月 平成16年7月 平成22年4月 平成26年4月 平成29年5月 平成29年9月	(株)電通入社 セールスプロモーション局 営業部長 営業局長 執行役員 顧問 (株)アドストリームジャパン 顧問 (現任) 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計							3,179

- (注) 1 柳澤大輔、萩原新太郎、吉田茂生及び平野透の4名は、社外取締役であります。
- 2 平成29年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- 3 平成29年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 4 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 萩原新太郎 委員 吉田茂生 委員 平野透
- 5 当社は、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員1名を選任しております。補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
竹中徹	昭和28年7月4日	昭和52年9月 辻監査事務所〔後にみずず監査法人に名称変更〕入所 昭和55年8月 公認会計士登録 昭和62年1月 新光監査法人〔後にみずず監査法人に名称変更〕社員 平成8年1月 中央監査法人〔後にみずず監査法人に名称変更〕代表社員 平成12年4月 中央コンサルティング(株)〔現みらいコンサルティング(株)〕取締役 平成17年8月 税理士登録 平成18年10月 竹中徹公認会計士・税理士事務所 所長(現任) 平成20年6月 (株)メディアグローバルリンクス〔現(株)メディアリンクス〕社外監査役(現任) 平成22年9月 当社補欠監査役 平成25年6月 (株)ナック 社外取締役(現任) 平成25年11月 ウエルシアホールディングス(株) 社外取締役(現任) 平成27年9月 当社取締役(補欠監査等委員) 平成29年1月 取締役(監査等委員) 平成29年9月 取締役(補欠監査等委員)(現任)	(注)	-

- (注) 補欠監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了の時までであります。ただし、当該補欠監査等委員としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとしております。
- なお、竹中徹は補欠の社外取締役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主の皆様にとっての企業価値を高める上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考
えており、経営の効率化と透明性の向上に努めてまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役（監査等委員である者を除く）6名及び監査等委員である取締
役3名を選任しております。

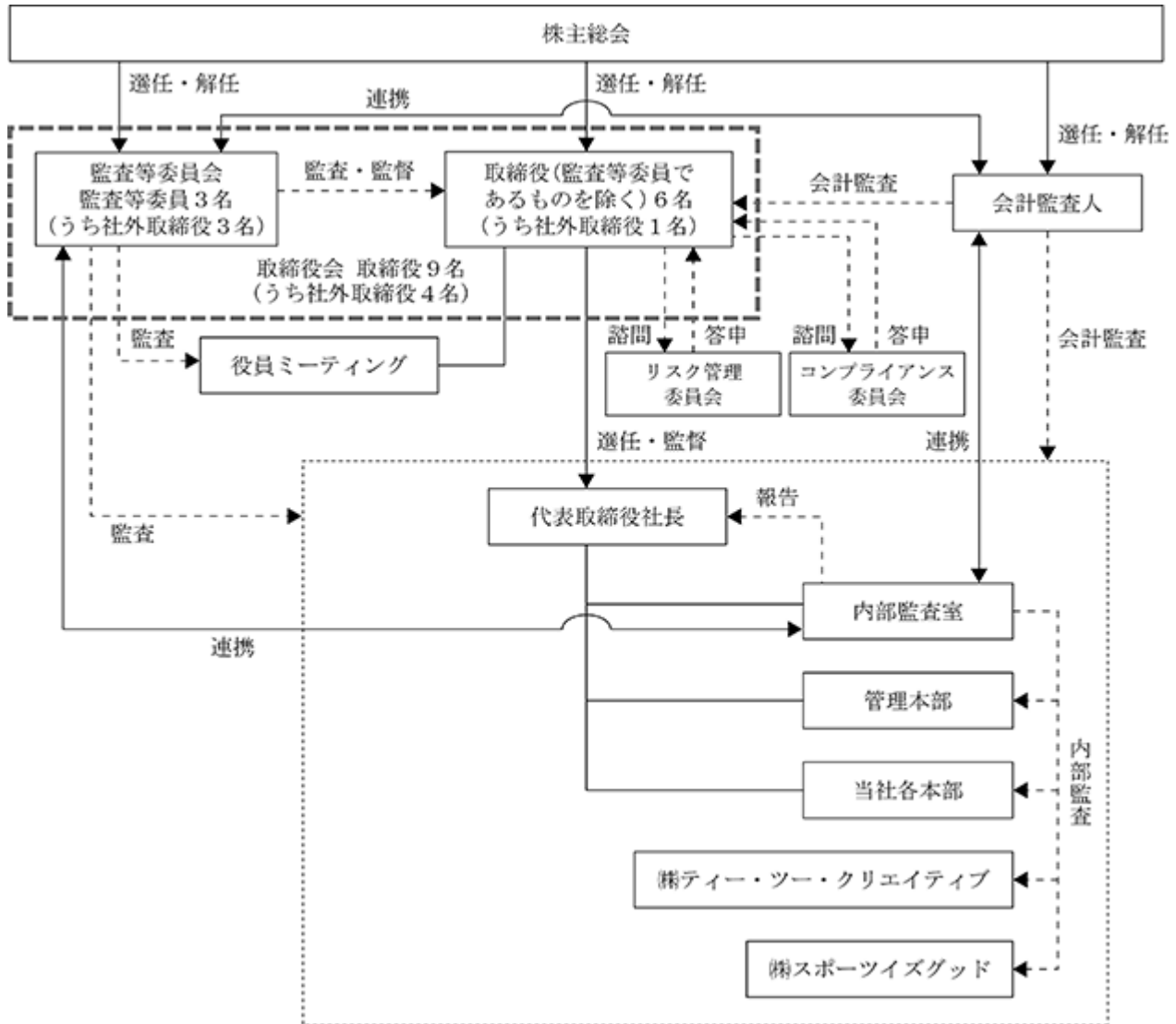
当社取締役会は、業務に精通し、高い専門知識を有する取締役6名（うち1名は社外取締役）と監査等委員で
ある取締役3名（いずれも社外取締役）で構成されており、経営の最高意思決定機関として法令に定める重要事
項の決定機能及び各取締役の業務執行に対する監督機能を果たしております。

「取締役会」は原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催し、経営の基本方針や重要事項の決定及び
業務執行状況の監督を行っております。その他の常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開
催し、取締役会決議事項以外の重要事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行っております。

当社の監査等委員会については、監査等委員である取締役は、社外取締役3名で構成されております。監査等
委員会は、公正かつ客観的に監査を行うことを目的に原則月1回定例的に開催しております。また、監査等委員
である取締役は、取締役会に出席して取締役の職務の執行状況の監査・監督を行うとともに、会計監査人及び内
部監査室との相互連携により、監査の実効性の充実を図っております。なお、社外取締役である萩原新太郎氏
は、弁護士の資格を有しており、社外取締役である吉田茂生氏は、金融機関における長年の業務経験があり、同
氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

以上の通り、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機
能及びコーポレート・ガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図るために当該企業統治の体制を採用し
ております。

内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況



内部監査及び監査等委員監査の状況

内部監査として、内部監査室(室長1名)が設置されております。内部監査室は前期末までに策定した内部監査計画に基づき、監査等委員、会計監査人との緊密な連携をとりながら業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は内部監査報告会を開催し、社長と関係役員に文書で報告されております。被監査部署に対しては改善を要する事項についてフォロー監査を実施することにより内部監査の実効性を担保しております。

監査等委員は、内部統制システムを活用した監査を実施するとともに取締役会をはじめとし、社内及び㈱ティー・ツー・クリエイティブで開催される重要な会議に出席するほか、監査等委員が選定する監査等委員は、必要に応じて業務執行部門(子会社を含む)から事業の報告を受けるなど、当社の財産の状況に関する調査の実施を通じて、各取締役並びに業務執行部門に対する監督・監査機能を果たしております。

また、監査等委員は会計監査人と年5回の監査実施計画や、実施結果についての面談を行っており、必要に応じて会計監査人と意見交換等を実施することにより監査の実効性及び効率性の向上に努めております。更に、内部監査につきましても、内部監査報告会への参加や、報告書の閲覧、必要に応じ内部監査担当者への質問等を実施することにより監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外取締役の状況

当社の社外取締役は柳澤大輔、萩原新太郎、吉田茂生、平野透の4氏で、うち萩原新太郎、吉田茂生、平野透の3氏は監査等委員であります。

当社が選任している社外取締役につきましては、当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係がなく独立性が確保されていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

社外取締役である柳澤大輔氏は、㈱カヤックの代表取締役CEOを兼務しております。当社は、㈱カヤックとの業務提携により、受託するイベントに「面白」を掛け合わせることで新たな価値体験と話題拡散力を生み出すプロジェクト「TOWAC」(トワック)を平成27年7月7日に立ち上げております。同社は、当社と取引関係があります。また、クックパッド㈱の社外取締役を兼務しておりますが、当社との特別の関係はありません。

社外取締役である萩原新太郎氏は、芝綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、社外取締役の吉田茂生氏は、独立系企業再生・成長支援ファンドを運営する㈱キーストーン・パートナーズの取締役会長を兼務しておりますが、どちらも当社との特別の関係はありません。なお、当該社外取締役3名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社では社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役である柳澤大輔氏は、㈱カヤックの創業者であり、同社代表取締役CEOとしてのデジタルコンテンツ事業経営の知見やネットワークは、今後デジタルに強いリアル・プロモーション会社として、インタラクティブ・プロモーション領域での競争力強化に注力する当社の事業戦略に活かしていただけると判断しております。社外取締役である萩原新太郎氏は、芝綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。社外取締役である吉田茂生氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。社外取締役である平野透氏は、広告業界における長年の業務経験と高い見識を有していることから、客観的立場からの当社経営の監督及び適切な助言を十分に期待できると判断しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方

- 1 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をとるためのコンプライアンス体制の整備については、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、その構築・徹底・推進を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」を全役職員へ配布し、啓蒙活動を実施するものとする。更に、疑義ある行為について当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を活用するものとする。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、それらの情報を閲覧できるものとする。
- 3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社子会社の業務執行に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、取締役会の直属機関である「リスク管理委員会」により、予見されるリスクの分析と識別を行い、各部門のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役に報告するものとする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催するものとする。
その他、常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行うものとする。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行の責任者及びその責任、執行手続の詳細については、既に制定されている組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によるものとする。
- 5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。
- 6 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
監査等委員が必要とした場合、取締役会は監査等委員と協議のうえ、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性と、当該使用人に対する監査等委員からの指示の実効性を確保していくものとする。

- 7 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人は当社及び当社グループ会社の業務の進行状況または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に係わらず、監査等委員は必要に応じて、当社及び当社子会社の取締役並びに使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - (2) 当社及び当社子会社は、前号の報告及び当社グループ共通の社内通報制度により通報者が通報を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
 - (3) 監査等委員は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - (4) 監査等委員が職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとする。
- 8 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (1) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、「倫理規程」、「コンプライアンス基本方針」等に従い、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除するものとする。
 - (2) コンプライアンス委員会による、協力機関(外注先)への反社会的勢力に関する情報提供依頼、及び誓約書の提出依頼等により、同勢力の排除に向けた協力体制を継続するものとする。
 - (3) 反社会的勢力との関係について取締役及び使用人に疑義ある行為があった場合、または同勢力から不当要求等があった場合は、内部通報制度により社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報するものとする。
 - (4) 販売先、外注先、経費支出先、仕入先、株主等の、新聞記事検索や信用調査機関による調査、インターネット検索エンジンによる検索を、定期的実施することにより、ステークホルダーに反社会的勢力が関わっていないことを確認するものとする。
- 9 内部統制システム基本方針の運用状況の概要について
- 当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。
- (1) 3に記載の「リスク管理委員会」を毎月1回開催し、コンプライアンス委員会、安全管理委員会、ISMS委員会、衛生管理委員会等の各責任者から報告を受け、適宜解決策等を討議し、必要に応じて、取締役会等に報告することとしております。
 - (2) 4(1)に記載の「取締役会」「役員ミーティング」において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化をはかっております。
 - (3) 監査等委員会を毎月1回開催し、適宜情報交換を行っております。また、監査等委員は当社グループ企業を含む取締役会、役員ミーティング、リスク管理委員会等重要な会議に出席し、監査の実効性の向上をはかっております。
 - (4) 内部監査室において、当社及び当社子会社における内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行い、また、各年度の内部統制システムの運用の最終評価をしております。また、毎月1回内部監査報告会を開催し、内部監査の実施状況を社長に報告し、必要に応じて対策を討議しております。この会議には監査等委員も参加しており、業務執行部門の監査状況の把握をしております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、当社子会社の業務の適正を確保するために、当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備しております。また、当社の内部監査部門は、定期的または必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署へ報告する体制を整備しております。

役員の報酬等

1 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	209,795	155,100	12,270	32,245	10,180	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)						
社外役員	27,600	27,600				5

2 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

4 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額の決定については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員でない取締役の報酬等の額については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

5 取締役に対する業績連動型報酬の算定方法

当社は従前より取締役の報酬について、その報酬と業績等との連動性を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることにも繋がるとの考えに加え、平成18年度の税制改正により業績連動型報酬(法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与)の損金算入が認められるようになったことに伴い、従前の月額報酬(固定)に加え、平成18年7月1日より新たな取締役報酬制度として業績連動型報酬を導入しております。

(算定方法)

下表のとおり、利益の指標としては当社の第42期目標連結経常利益18億78百万円(公表済の経常利益18億51百万円に業績連動型報酬の予定額を加算し、控除前に引き直した金額)を基礎として、その目標達成率(額)に応じて個人別の業績連動型報酬額を算定するものであります。

なお、個人別の業績連動型報酬額の上限額については、各取締役それぞれの月額報酬(固定)の6倍とします。

経常利益 目標達成率	個人別の業績連動型報酬額		
	役位	係数	
100%超 の場合	取締役会長 取締役副会長 取締役社長兼 最高経営責任 者(CEO)	1.0	月額報酬×2.5+(実績連結経常利益-目標連結経常利益)×2%
	取締役副社長 兼執行役員 専務取締役 兼執行役員	0.9	(月額報酬×2.5+(実績連結経常利益-目標連結経常利益)×2%)×0.9
	常務取締役 兼執行役員	0.8	(月額報酬×2.5+(実績連結経常利益-目標連結経常利益)×2%)×0.8
	取締役 兼執行役員	0.6	(月額報酬×2.5+(実績連結経常利益-目標連結経常利益)×2%)×0.6
100% の場合	取締役会長 取締役副会長 取締役社長兼 最高経営責任 者(CEO)	1.0	月額報酬×2.5
	取締役副社長 兼執行役員 専務取締役 兼執行役員	0.9	(月額報酬×2.5)×0.9
	常務取締役 兼執行役員	0.8	(月額報酬×2.5)×0.8
	取締役 兼執行役員	0.6	(月額報酬×2.5)×0.6
100%未満 の場合	取締役会長 取締役副会長 取締役社長兼 最高経営責任 者(CEO)	1.0	月額報酬×2.5-(目標連結経常利益-実績連結経常利益)×2%
	取締役副社長 兼執行役員 専務取締役 兼執行役員	0.9	(月額報酬×2.5-(目標連結経常利益-実績連結経常利益)×2%)×0.9
	常務取締役 兼執行役員	0.8	(月額報酬×2.5-(目標連結経常利益-実績連結経常利益)×2%)×0.8
	取締役 兼執行役員	0.6	(月額報酬×2.5-(目標連結経常利益-実績連結経常利益)×2%)×0.6

- 注1. 新任の監査等委員でない取締役は、選任された月の翌月から適用する。
2. 事業年度の途中で辞任した監査等委員でない取締役に対しては、業績連動型報酬を適用しない。
3. 事業年度の途中で臨時株主総会で選任された監査等委員でない取締役については、当該臨時株主総会の決議によるものとする。
4. 事業年度の途中で役位の異動があった場合には、在籍月数に応じて按分計算する。

各取締役の月額報酬(固定)は以下のとおりであります。

役名	職名	員数	金額
取締役会長		1名	4,500千円
代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)		1名	3,500千円
常務取締役兼執行役員	第一本部長 体験デザイン本部長	1名	1,750千円
取締役兼執行役員	第三本部長補佐	1名	1,500千円
取締役兼執行役員	第三本部長	1名	1,400千円
合計		5名	12,650千円

株式の保有状況

1 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 7銘柄
貸借対照表計上額の合計額 1,071,339千円

2 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ライク(株)	280,000	612,920	資本・業務提携
(株)電通	232	1,106	取引関係の維持・強化
(株)博報堂D Yホールディングス	1,000	1,222	取引関係の維持・強化
(株)アサツーディ・ケイ	100	241	取引関係の維持・強化

(注) (株)電通、(株)博報堂D Yホールディングス及び(株)アサツーディ・ケイは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ライク(株)	280,000	890,400	資本・業務提携
(株)電通	232	1,245	取引関係の維持・強化
(株)博報堂D Yホールディングス	1,000	1,491	取引関係の維持・強化
(株)アサツーディ・ケイ	100	280	取引関係の維持・強化

(注) (株)電通、(株)博報堂D Yホールディングス及び(株)アサツーディ・ケイは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、記載しております。

3 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

取締役の員数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

1 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した資本政策を機動的に遂行することを可能とすることを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

2 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。

3 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に定める取締役（監査等委員を含む。）の損害賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役（監査等委員を含む。）がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

会計監査の状況

会計監査人については、太陽有限責任監査法人を選任しております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
柴谷 哲 朗	太陽有限責任監査法人
高 橋 康 之	太陽有限責任監査法人

- (注) 1 継続監査年数につきまして、柴谷哲朗・高橋康之両氏は7年以内であるため、記載を省略しております。
2 会計監査業務に係る補助者の構成は公認会計士5名、その他10名であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	21,150		21,150	
連結子会社				
計	21,150		21,150	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 以下に掲げる連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 以下に掲げる財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)及び事業年度(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,187,208	3,496,857
受取手形及び売掛金	2,014,424	2,731,405
未成業務支出金	4 228,361	212,466
未収入金	1 3,899,283	1 3,603,326
前払費用	33,581	31,454
繰延税金資産	88,016	78,744
その他	63,986	61,396
貸倒引当金	202	280
流動資産合計	9,514,659	10,215,373
固定資産		
有形固定資産		
建物	100,967	106,723
減価償却累計額	71,997	75,160
建物（純額）	28,969	31,562
工具、器具及び備品	221,817	236,112
減価償却累計額	159,640	183,224
工具、器具及び備品（純額）	62,177	52,888
リース資産	4,639	4,639
減価償却累計額	2,783	3,711
リース資産（純額）	1,855	927
土地	2 6,027	2 6,027
有形固定資産合計	99,031	91,405
無形固定資産	7,775	17,617
投資その他の資産		
投資有価証券	800,728	1,098,907
保険積立金	270,118	222,681
繰延税金資産	8,846	9,729
敷金及び保証金	148,804	147,708
その他	4,310	4,310
投資その他の資産合計	1,232,807	1,483,337
固定資産合計	1,339,614	1,592,361
資産合計	10,854,274	11,807,734

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	-	98,114
買掛金	1,399,827	1,480,540
短期借入金	3 840,000	3 840,000
未払法人税等	332,437	291,150
賞与引当金	34,972	22,662
その他	600,545	458,049
流動負債合計	3,207,781	3,190,516
固定負債		
退職給付に係る負債	215,182	220,105
役員退職慰労引当金	166,547	166,127
繰延税金負債	-	88,567
その他	10,374	9,400
固定負債合計	392,104	484,201
負債合計	3,599,886	3,674,717
純資産の部		
株主資本		
資本金	948,994	948,994
資本剰余金	1,085,436	1,089,236
利益剰余金	5,257,438	5,908,725
自己株式	392,318	381,038
株主資本合計	6,899,551	7,565,918
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	332,175	538,608
土地再評価差額金	2 46,614	2 46,614
その他の包括利益累計額合計	285,561	491,993
新株予約権	55,635	60,151
非支配株主持分	13,638	14,953
純資産合計	7,254,387	8,133,016
負債純資産合計	10,854,274	11,807,734

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
売上高	15,230,760	16,251,013
売上原価	1 12,756,183	13,634,183
売上総利益	2,474,577	2,616,829
販売費及び一般管理費		
役員報酬	234,709	219,487
従業員給料	125,160	114,920
賞与引当金繰入額	2,828	1,534
退職給付費用	3,821	4,477
役員退職慰労引当金繰入額	15,686	10,180
交際費	55,217	64,482
減価償却費	6,252	6,069
支払手数料	100,792	104,375
その他	251,314	279,701
販売費及び一般管理費合計	795,783	805,227
営業利益	1,678,793	1,811,601
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	8,460	13,625
有価証券利息	3,384	-
役員報酬返納額	-	3,586
雑収入	2,625	4,837
営業外収益合計	14,472	22,050
営業外費用		
支払利息	5,116	4,482
売上債権売却損	4,915	5,200
雑損失	708	773
営業外費用合計	10,741	10,456
経常利益	1,682,524	1,823,195
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,751
特別利益合計	-	1,751
特別損失		
保険解約損	-	4,624
特別損失合計	-	4,624
税金等調整前当期純利益	1,682,524	1,820,322
法人税、住民税及び事業税	600,618	605,825
法人税等調整額	586	6,506
法人税等合計	600,032	612,332
当期純利益	1,082,492	1,207,990
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	1,061	1,314
親会社株主に帰属する当期純利益	1,083,553	1,206,675

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
当期純利益	1,082,492	1,207,990
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	222,219	206,432
その他の包括利益合計	1 222,219	1 206,432
包括利益	1,304,711	1,414,422
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,305,772	1,413,108
非支配株主に係る包括利益	1,061	1,314

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	948,994	1,085,436	4,599,646	392,260	6,241,817
当期変動額					
剰余金の配当			425,761		425,761
親会社株主に帰属する当期純利益			1,083,553		1,083,553
自己株式の取得				57	57
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			657,791	57	657,734
当期末残高	948,994	1,085,436	5,257,438	392,318	6,899,551

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	109,956	46,614	63,342	30,196		6,335,356
当期変動額						
剰余金の配当						425,761
親会社株主に帰属する当期純利益						1,083,553
自己株式の取得						57
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	222,219		222,219	25,439	13,638	261,297
当期変動額合計	222,219		222,219	25,439	13,638	919,031
当期末残高	332,175	46,614	285,561	55,635	13,638	7,254,387

当連結会計年度(自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	948,994	1,085,436	5,257,438	392,318	6,899,551
当期変動額					
剰余金の配当			555,389		555,389
親会社株主に帰属する当期純利益			1,206,675		1,206,675
自己株式の取得					
自己株式の処分		3,800		11,280	15,080
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		3,800	651,286	11,280	666,366
当期末残高	948,994	1,089,236	5,908,725	381,038	7,565,918

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	332,175	46,614	285,561	55,635	13,638	7,254,387
当期変動額						
剰余金の配当						555,389
親会社株主に帰属する当期純利益						1,206,675
自己株式の取得						
自己株式の処分						15,080
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	206,432		206,432	4,515	1,314	212,262
当期変動額合計	206,432		206,432	4,515	1,314	878,628
当期末残高	538,608	46,614	491,993	60,151	14,953	8,133,016

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,682,524	1,820,322
減価償却費	39,123	39,578
株式報酬費用	25,439	21,307
保険解約損益(は益)	-	4,624
貸倒引当金の増減額(は減少)	19	77
賞与引当金の増減額(は減少)	11,711	12,309
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3,687	4,922
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5,686	420
受取利息及び受取配当金	11,846	13,626
支払利息	5,116	4,482
有形固定資産除却損	69	772
新株予約権戻入益	-	1,751
売上債権の増減額(は増加)	437,021	716,981
未収入金の増減額(は増加)	1,133,932	295,956
たな卸資産の増減額(は増加)	11,444	15,894
その他の流動資産の増減額(は増加)	20,843	4,716
仕入債務の増減額(は減少)	200,741	178,827
その他の流動負債の増減額(は減少)	38,357	122,223
その他の固定負債の増減額(は減少)	7,100	-
小計	776,871	1,524,171
利息及び配当金の受取額	12,923	12,329
利息の支払額	5,080	4,453
法人税等の支払額	588,021	659,907
営業活動によるキャッシュ・フロー	196,692	872,139
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	31,385	37,589
無形固定資産の取得による支出	2,350	12,485
有価証券の取得による支出	1,000,000	-
有価証券の償還による収入	1,200,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	-	7,792
敷金及び保証金の回収による収入	12,311	8,888
保険積立金の解約による収入	-	44,217
その他の支出	3,654	1,403
投資活動によるキャッシュ・フロー	174,921	6,166
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	57	-
ストックオプションの行使による収入	-	40
非支配株主からの払込みによる収入	14,700	-
リース債務の返済による支出	974	974
配当金の支払額	425,761	555,389
財務活動によるキャッシュ・フロー	412,093	556,323
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	40,479	309,649
現金及び現金同等物の期首残高	3,227,688	3,187,208
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,187,208	1 3,496,857

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

(株)ティー・ツー・クリエイティブ

(株)スポーツイズグッド

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 12～47年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法であります。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ 受注損失引当金

当連結会計年度に受注している案件のうち、損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益の計上基準

売上高

進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率（イベントの進捗率の見積りは原価比例法）に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
未収入金	3,877,615千円	3,555,434千円

2 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行なう方法により算出しております。

再評価を行った年月日 平成13年6月30日

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	2,073千円	2,682千円

3 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
当座貸越極度額の総額	2,650,000千円	2,650,000千円
借入実行残高	840,000千円	840,000千円
差引額	1,810,000千円	1,810,000千円

4 損失が見込まれる未成業務支出金と受注損失引当金は相殺表示しております。相殺表示した未成業務支出金に対応する受注損失引当金の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
未成業務支出金	1,060千円	千円

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
1,060千円	1,060千円	千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	317,343千円	296,882千円
組替調整額		
税効果調整前	317,343千円	296,882千円
税効果額	95,124	90,449
その他有価証券評価差額金	222,219千円	206,432千円
その他の包括利益合計	222,219千円	206,432千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1・2	12,242,274	12,242,274		24,484,548
合計	12,242,274	12,242,274		24,484,548
自己株式				
普通株式 (注)1・3	1,038,004	1,038,092		2,076,096
合計	1,038,004	1,038,092		2,076,096

(注) 1 平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

2 普通株式の発行済株式の増加12,242,274株は、株式分割によるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の増加1,038,092株は、株式分割による増加1,038,004株、単元未満株式の買取りによる増加88株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成17年新株予約権 (注)1・2・4	普通株式	3,800	3,800	7,600		
	平成17年新株予約権 (注)1・2・5	普通株式	20,000	20,000		40,000	
	平成20年新株予約権 (注)1・2・5	普通株式	30,000	30,000		60,000	3,270
	平成24年新株予約権 (注)1・2・5	普通株式	200,000	200,000		400,000	19,950
	平成25年新株予約権 (注)1・2・5	普通株式	111,500	111,500		223,000	19,985
	平成27年新株予約権 (注)3・5	普通株式		34,000		34,000	12,429
合計			365,300	399,300	7,600	757,000	55,635

(注) 1 平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

2 平成17年度新株予約権 ・ 、平成20年、平成24年、平成25年新株予約権の当連結会計年度の増加は、株式分割によるものであります。

3 平成27年新株予約権の当連結会計年度の増加は、新株予約権の付与によるものであります。

4 平成17年新株予約権 の当連結会計年度の減少は、新株予約権の権利行使期間満了により失効したものであります。

5 平成17年度新株予約権 ・ 、平成20年、平成24年、平成25年及び平成27年新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年9月25日 定時株主総会	普通株式	196,074	17.50	平成27年6月30日	平成27年9月28日
平成28年2月8日 取締役会	普通株式	229,686	10.25	平成27年12月31日	平成28年3月9日

(注) 平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成27年6月30日を基準日とする1株当たり配当額は、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年9月26日 定時株主総会	普通株式	263,299	利益剰余金	11.75	平成28年6月30日	平成28年9月27日

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,484,548			24,484,548
合計	24,484,548			24,484,548
自己株式				
普通株式 (注)1	2,076,096		60,000	2,016,096
合計	2,076,096		60,000	2,016,096

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の減少60,000株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成17年新株予約権	普通株式					
	平成17年新株予約権 (注) 2	普通株式	40,000		40,000		
	平成20年新株予約権 (注) 4	普通株式	60,000			60,000	3,692
	平成24年新株予約権 (注) 4	普通株式	400,000			400,000	25,270
	平成25年新株予約権 (注) 4	普通株式	134,000			134,000	16,745
	平成25年新株予約権 (注) 4	普通株式	55,000			55,000	3,764
	平成25年新株予約権 (注) 3・4	普通株式	34,000		14,000	20,000	1,870
	平成27年新株予約権 (注) 2	普通株式	20,000		20,000		
	平成27年新株予約権 (注) 4	普通株式	14,000			14,000	2,682
	平成28年新株予約権 (注) 1・3・4	普通株式		358,200	28,800	329,400	6,126
合計			757,000	358,200	102,800	1,012,400	60,151

- (注) 1 平成28年新株予約権の増加は、新株予約権の付与によるものであります。
 2 平成17年新株予約権 及び平成27年新株予約権 の減少は、権利行使によるものであります。
 3 平成25年新株予約権 及び平成28年新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。
 4 平成20年、平成24年、平成25年 ・ ・ ・ 、平成27年 及び平成28年新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年9月26日 定時株主総会	普通株式	263,299	11.75	平成28年6月30日	平成28年9月27日
平成29年2月9日 取締役会	普通株式	292,089	13.00	平成28年12月31日	平成29年3月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年9月26日 定時株主総会	普通株式	292,089	利益剰余金	13.00	平成29年6月30日	平成29年9月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
現金及び預金	3,187,208千円	3,496,857千円
現金及び現金同等物	3,187,208	3,496,857

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
1年内	135,383千円	203,074千円
1年超		338,457
合計	135,383	541,532

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については、主に流動性の高い短期の預金で行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を

定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成28年6月30日)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,187,208	3,187,208	
(2) 受取手形及び売掛金	2,014,424	2,014,424	
(3) 未収入金	3,899,283	3,899,283	
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	636,576	636,576	
資産計	9,737,492	9,737,492	
(1) 電子記録債務			
(2) 買掛金	1,399,827	1,399,827	
(3) 短期借入金	840,000	840,000	
(4) 未払法人税等	332,437	332,437	
負債計	2,572,264	2,572,264	

当連結会計年度(平成29年6月30日)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,496,857	3,496,857	
(2) 受取手形及び売掛金	2,731,405	2,731,405	
(3) 未収入金	3,603,326	3,603,326	
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	920,985	920,985	
資産計	10,752,576	10,752,576	
(1) 電子記録債務	98,114	98,114	
(2) 買掛金	1,480,540	1,480,540	
(3) 短期借入金	840,000	840,000	
(4) 未払法人税等	291,150	291,150	
負債計	2,709,804	2,709,804	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、(有価証券関係)注記を参照ください。

負 債

(1) 電子記録債務、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成28年6月30日	平成29年6月30日
非上場株式	164,152	177,922

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,187,208			
受取手形及び売掛金	2,014,424			
未収入金	3,899,283			
合計	9,100,916			

当連結会計年度(平成29年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,496,857			
受取手形及び売掛金	2,731,405			
未収入金	3,603,326			
合計	9,831,590			

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年6月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	840,000					
合計	840,000					

当連結会計年度(平成29年6月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	840,000					
合計	840,000					

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	615,248	127,810	487,437
	(2) 債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3) その他	21,086	13,441	7,644
	小計	636,334	141,252	495,082
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	241	317	76
	(2) 債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3) その他			
	小計	241	317	76
合計		636,576	141,570	495,005

(注) 1. 当社は、その他有価証券で時価のある株式については、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ

50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満の下落の場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(平成29年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	893,136	127,810	765,325
	(2) 債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3) その他	27,568	14,739	12,828
	小計	920,704	142,550	778,154
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	280	317	36
	(2) 債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	(3) その他			
	小計	280	317	36
合計		920,985	142,867	778,117

(注) 1. 当社は、その他有価証券で時価のある株式については、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ

50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満の下落の場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として退職一時金制度を設けている他、退職年金制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、連結子会社でも、退職給付制度として退職一時金制度を設けております。

当社及び連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	211,495千円
退職給付費用	40,936千円
退職給付の支払額	27,604千円
確定拠出年金に係る要拠出額	9,644千円
退職給付に係る負債の期末残高	215,182千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	215,182千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	215,182千円
退職給付に係る負債	215,182千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	215,182千円

(3) 退職給付費用

勤務費用	31,292千円
確定拠出年金に係る要拠出額	9,644千円
退職給付費用	40,936千円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、9,644千円であります。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として退職一時金制度を設けている他、退職年金制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、連結子会社でも、退職給付制度として退職一時金制度を設けております。

当社及び連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	215,182千円
退職給付費用	40,035千円
退職給付の支払額	25,034千円
確定拠出年金に係る要拠出額	10,077千円
退職給付に係る負債の期末残高	220,105千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	220,105千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	220,105千円
退職給付に係る負債	220,105千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	220,105千円

(3) 退職給付費用

勤務費用	29,957千円
確定拠出年金に係る要拠出額	10,077千円
退職給付費用	40,035千円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、10,077千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
売上原価	1,606千円	6,968千円
販売費及び一般管理費	23,833千円	14,338千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
新株予約権戻入益	千円	1,751千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 従業員 2名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 260,000株
付与日	平成17年 9月26日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、当社内規に定める定年により当社取締役を退任すること。 ・対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益が、以下の要件を満たすこと。(下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権一個未満は1の整数倍に切り上げる。) <p style="text-align: center;">記</p> <p>当該決算期の営業利益が3期前よりも20パーセント以上増加した場合</p> <p style="text-align: right;">100パーセント</p> <p>15パーセント以上20パーセント未満増加した場合 90パーセント</p> <p>10パーセント以上15パーセント未満増加した場合 80パーセント</p> <p>5パーセント以上10パーセント未満増加した場合 70パーセント</p> <p>5パーセント未満増加した場合 50パーセント</p> <p>減少または何ら増加しなかった場合 0パーセント</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年10月1日から 平成45年 9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 60,000株
付与日	平成20年10月15日
権利確定条件	<p>・対象者は、当社内規に定める定年により当社取締役を退任すること。</p> <p>・対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益が、以下の要件を満たすこと。(下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権一個未満は1の整数倍に切り上げる。)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>当該決算期の営業利益が3期前よりも20パーセント以上増加した場合</p> <p style="text-align: right;">100パーセント</p> <p>15パーセント以上20パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: right;">90パーセント</p> <p>10パーセント以上15パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: right;">80パーセント</p> <p>5パーセント以上10パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: right;">70パーセント</p> <p>5パーセント未満増加した場合</p> <p style="text-align: right;">50パーセント</p> <p>減少または何ら増加しなかった場合</p> <p style="text-align: right;">0パーセント</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 400,000株
付与日	平成24年10月15日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・行使期間の開始日において、対象者が当社の代表取締役の地位にあることを要する。但し、新株予約権の交付日から行使期間開始日までの間継続して当社の代表取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い（報酬請求権との相殺による）を完了していることを要する。 ・平成34年6月期における当社の連結経常利益が18億円以上であることを要する。（平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。） ・行使期間の開始日以後において対象者が死亡した場合対象者の相続人において新株予約権の行使ができる。 ・新株予約権の質入その他の処分はできない。 ・対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合（対象者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者は付与された新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成34年10月1日から 平成35年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成25年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 4 名	当社執行役員 3 名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 166,000株	普通株式 80,000株
付与日	平成25年10月15日	平成25年10月15日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年（但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。）により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払いを完了していることを要する。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。（平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。） ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、新株予約権の行使日に当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあることは要しない。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。（平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。） ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中または執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年10月1日から 平成45年9月30日まで	平成35年10月1日から 平成45年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社子会社取締役4名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 58,000株
付与日	平成25年10月15日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年（但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。）により当社子会社取締役若しくは当社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権行使日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役若しくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。（平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。） ・行使期間の開始日以後において対象者が当社子会社取締役若しくは当社取締役在任中又は当社執行役員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年10月1日から 平成45年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成27年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名	当社執行役員 1名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 20,000株	普通株式 14,000株
付与日	平成27年10月15日	平成27年10月15日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年（但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。）により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払いを完了していることを要する。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。（平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。） ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年（但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。）により当社取締役もしくは当社子会社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、役員定年の延長を受けた場合、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役又は当社子会社取締役もしくは執行役員以上の地位にあることは要しない。 ・対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役もしくは当社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、半年間に限り新株予約権を行使することができる。 ・平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。（平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。） ・行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中又は執行役員在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。 ・その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年10月1日から 平成31年9月30日まで	平成33年10月1日から 平成43年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員87名 当社子会社従業員17名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 358,200株
付与日	平成28年10月14日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ・対象者が死亡した場合は、対象者の相続人がこれを行行使できる。ただし、新株予約権割当契約に別段の定めがある場合にはこの限りではない。 ・このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成33年10月1日から 平成34年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	40,000
付与	
失効	
権利確定	40,000
未確定残	
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	
権利確定	40,000
権利行使	40,000
失効	
未行使残	

	平成20年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	60,000
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	60,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

	平成24年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	400,000
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	400,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

	平成25年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	134,000	55,000
付与		
失効		
権利確定		
未確定残	134,000	55,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

	平成25年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	34,000
付与	
失効	14,000
権利確定	
未確定残	20,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

	平成27年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	20,000	14,000
付与		
失効		
権利確定	20,000	
未確定残		14,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定	20,000	
権利行使	20,000	
失効		
未行使残		

平成28年ストック・オプション	
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	
付与	358,200
失効	28,800
権利確定	
未確定残	329,400
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

単価情報

		平成17年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	0.5
行使時平均株価	(円)	617
公正な評価単価(付与日)	(円)	

		平成20年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	0.5
行使時平均株価	(円)	
公正な評価単価(付与日)	(円)	105.5

		平成24年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	0.5
行使時平均株価	(円)	
公正な評価単価(付与日)	(円)	133

		平成25年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	0.5	0.5
行使時平均株価	(円)		
公正な評価単価(付与日)	(円)	201	182.5

		平成25年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	0.5
行使時平均株価	(円)	
公正な評価単価(付与日)	(円)	197

		平成27年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1	1
行使時平均株価	(円)	617	
公正な評価単価(付与日)	(円)	752	657

		平成28年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	554
行使時平均株価	(円)	
公正な評価単価(付与日)	(円)	124

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

		平成28年ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	26.42%
予想残存期間	(注) 2	5.25年
予想配当	(注) 3	26.00円/株
無リスク利率	(注) 4	0.539%

(注) 1. 付与日より予想残存期間に対応した期間分遡った株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成29年6月期の配当予想額によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産		
会員権評価損	16,033千円	16,033千円
投資有価証券評価損	10,105	10,105
賞与引当金	11,033	7,128
役員退職慰労引当金	51,140	51,035
未払事業税	28,401	23,210
退職給付に係る負債	66,844	68,348
未払賞与	37,215	39,105
その他	40,802	40,102
繰延税金資産小計	261,575	255,068
評価性引当額	21,483	21,483
繰延税金資産合計	240,091	233,584
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	143,227	233,677
繰延税金負債合計	143,227	233,677
繰延税金資産の純額又は繰延税金負債の純額()	96,863	93

(注)前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の

項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	88,016千円	78,744千円
固定資産 - 繰延税金資産	8,846千円	9,729千円
固定負債 - 繰延税金負債	- 千円	88,567千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費	1.4	1.3
住民税均等割	0.3	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7	
その他	0.2	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.7	33.6

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはイベントプロモーション企業として同一セグメントに属するイベントの「企画」・「制作」・「運営」・「演出」及びそれに付帯する業務を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

イ. 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

ロ. 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社博報堂	3,556,772	イベントの企画・制作・運営・演出
株式会社電通	2,937,637	イベントの企画・制作・運営・演出

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

イ. 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

ロ. 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社博報堂	4,510,777	イベントの企画・制作・運営・演出
株式会社電通	2,847,039	イベントの企画・制作・運営・演出

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり純資産額	320円64銭	358円63銭
1株当たり当期純利益	48円35銭	53円74銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	47円72銭	52円30銭

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,083,553	1,206,675
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,083,553	1,206,675
普通株式の期中平均株式数(株)	22,408,465	22,453,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	297,633	619,336
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成24年9月25日開催の第36回定時株主総会決議に基づく新株予約権 4,000個(400,000株)	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	840,000	840,000	0.5	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	974	974		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	974			
その他有利子負債				
計	841,948	840,974		

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務				

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,737,662	8,513,515	12,516,222	16,251,013
税金等調整前 四半期(当期)純利 益金額 (千円)	206,841	1,069,816	1,539,216	1,820,322
親会社株主に 帰属する四半期 (当期)純利益金額 (千円)	135,057	712,990	1,024,153	1,206,675
1株当たり 四半期(当期)純利 益金額 (円)	6.03	31.78	45.62	53.74

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	6.03	25.72	13.85	8.12

連結会計年度終了後の状況
特記事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年 6月30日)	当事業年度 (平成29年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,873,780	3,176,812
受取手形	615,789	723,043
売掛金	1,135,579	1,701,921
未成業務支出金	184,281	178,196
未収入金	¹ 3,616,869	¹ 3,296,253
前払費用	31,320	29,078
繰延税金資産	64,138	53,751
その他	62,139	60,552
貸倒引当金	202	280
流動資産合計	8,583,697	9,219,328
固定資産		
有形固定資産		
建物	92,184	97,940
減価償却累計額	65,577	68,341
建物（純額）	26,607	29,598
工具、器具及び備品	195,501	202,807
減価償却累計額	139,960	158,920
工具、器具及び備品（純額）	55,540	43,887
リース資産	4,639	4,639
減価償却累計額	2,783	3,711
リース資産（純額）	1,855	927
土地	6,027	6,027
有形固定資産合計	90,031	80,440
無形固定資産		
電話加入権	2,652	2,652
ソフトウェア	3,662	4,191
無形固定資産合計	6,315	6,844
投資その他の資産		
投資有価証券	800,728	1,098,907
関係会社株式	165,300	165,300
会員権	4,310	4,310
保険積立金	270,118	222,681
敷金及び保証金	148,704	147,608
投資その他の資産合計	1,389,161	1,638,807
固定資産合計	1,485,507	1,726,092
資産合計	10,069,204	10,945,420

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	-	98,114
買掛金	1,043,656	1,207,884
関係会社買掛金	167,394	118,881
短期借入金	² 840,000	² 840,000
リース債務	974	974
未払金	245,192	130,704
未払法人税等	213,471	157,743
未払消費税等	50,156	35,375
未払費用	155,304	152,696
未成業務受入金	64,325	47,215
預り金	15,576	16,191
賞与引当金	28,869	19,251
流動負債合計	2,824,921	2,825,033
固定負債		
退職給付引当金	191,182	196,184
役員退職慰労引当金	162,947	161,927
リース債務	974	-
繰延税金負債	703	88,567
その他	9,400	9,400
固定負債合計	365,207	456,079
負債合計	3,190,129	3,281,112
純資産の部		
株主資本		
資本金	948,994	948,994
資本剰余金		
資本準備金	1,027,376	1,027,376
その他資本剰余金		
自己株式処分差益	58,059	61,859
資本剰余金合計	1,085,436	1,089,236
利益剰余金		
利益準備金	22,845	22,845
その他利益剰余金		
別途積立金	3,800,000	4,200,000
繰越利益剰余金	1,072,919	1,232,124
利益剰余金合計	4,895,764	5,454,969
自己株式	392,318	381,038
株主資本合計	6,537,877	7,112,162
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	332,175	538,608
土地再評価差額金	46,614	46,614
評価・換算差額等合計	285,561	491,993
新株予約権	55,635	60,151
純資産合計	6,879,075	7,664,307
負債純資産合計	10,069,204	10,945,420

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
売上高	13,586,805	14,309,118
売上原価	1, 2 11,651,376	1 12,367,217
売上総利益	1,935,429	1,941,900
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	16,173	16,648
貸倒引当金繰入額	19	77
役員報酬	183,150	182,700
給料	89,752	94,160
役員賞与	44,730	32,245
賞与	23,965	12,605
賞与引当金繰入額	2,601	1,534
退職給付費用	3,821	4,477
役員退職慰労引当金繰入額	15,686	10,180
法定福利費	32,741	36,512
交際費	55,142	64,462
旅費及び交通費	22,460	20,082
減価償却費	6,102	5,998
賃借料	27,171	26,225
通信費	7,855	7,606
消耗品費	9,944	11,411
支払手数料	96,883	99,560
その他	126,934	150,423
販売費及び一般管理費合計	765,097	776,913
営業利益	1,170,332	1,164,987
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	1 240,810	1 340,783
有価証券利息	3,384	-
業務受託手数料	1 1,928	1 1,498
保険事務手数料	435	449
雑収入	2,189	7,775
営業外収益合計	248,749	350,508
営業外費用		
支払利息	5,116	4,482
売上債権売却損	3,802	4,470
雑損失	31	772
営業外費用合計	8,951	9,725
経常利益	1,410,130	1,505,769
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,751
特別利益合計	-	1,751
特別損失		
保険解約損	-	4,624
特別損失合計	-	4,624
税引前当期純利益	1,410,130	1,502,896
法人税、住民税及び事業税	415,500	380,500
法人税等調整額	4,776	7,802
法人税等合計	420,276	388,302
当期純利益	989,854	1,114,593

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)		当事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		277,138	2.4	330,639	2.7
外注費		9,945,905	85.3	10,559,323	85.4
労務費		958,453	8.2	994,187	8.0
経費	1	474,817	4.1	478,043	3.9
当期総製造費用		11,656,314	100.0	12,362,193	100.0
期首未成業務支出金		178,281		184,281	
計		11,834,596		12,546,474	
期末未成業務支出金		184,281		178,196	
受注損失引当金繰入額		1,060			
受注損失引当金戻入額				1,060	
当期売上原価		11,651,376		12,367,217	

	前事業年度 (自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)	当事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)
--	---	---

1 経費の主な内訳

旅費及び交通費	77,326千円	83,961千円
会議費	6,517千円	6,152千円
賃借料	206,635千円	177,843千円

2 原価計算の方法

個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
			自己株式処分差益			別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	948,994	1,027,376	58,059	1,085,436	22,845	3,500,000	808,827	4,331,672
当期変動額								
別途積立金の積立						300,000	300,000	
剰余金の配当							425,761	425,761
当期純利益							989,854	989,854
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計						300,000	264,092	564,092
当期末残高	948,994	1,027,376	58,059	1,085,436	22,845	3,800,000	1,072,919	4,895,764

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	392,260	5,973,842	109,956	46,614	63,342	30,196	6,067,381
当期変動額							
別途積立金の積立							
剰余金の配当		425,761					425,761
当期純利益		989,854					989,854
自己株式の取得	57	57					57
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			222,219		222,219	25,439	247,658
当期変動額合計	57	564,034	222,219		222,219	25,439	811,693
当期末残高	392,318	6,537,877	332,175	46,614	285,561	55,635	6,879,075

当事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
			自己株式処分差益			別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	948,994	1,027,376	58,059	1,085,436	22,845	3,800,000	1,072,919	4,895,764
当期変動額								
別途積立金の積立						400,000	400,000	
剰余金の配当							555,389	555,389
当期純利益							1,114,593	1,114,593
自己株式の取得								
自己株式の処分			3,800	3,800				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計			3,800	3,800		400,000	159,204	559,204
当期末残高	948,994	1,027,376	61,859	1,089,236	22,845	4,200,000	1,232,124	5,454,969

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	392,318	6,537,877	332,175	46,614	285,561	55,635	6,879,075
当期変動額							
別途積立金の積立							
剰余金の配当		555,389					555,389
当期純利益		1,114,593					1,114,593
自己株式の取得							
自己株式の処分	11,280	15,080					15,080
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			206,432		206,432	4,515	210,948
当期変動額合計	11,280	574,284	206,432		206,432	4,515	785,232
当期末残高	381,038	7,112,162	538,608	46,614	491,993	60,151	7,664,307

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券

原価法

ロ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ハ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 12～47年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法であります。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

ハ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ニ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ホ 受注損失引当金

当事業年度末に受注している案件のうち、損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

5 収益の計上基準

売上高

進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率（イベントの進捗率の見積りは原価比例法）に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

6 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
未収入金	3,587,120千円	3,240,946千円

2 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
当座貸越極度額の総額	2,650,000千円	2,650,000千円
借入実行残高	840,000千円	840,000千円
差引額	1,810,000千円	1,810,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
外注費	1,605,247千円	1,853,911千円
受取配当金	232,350千円	327,158千円
業務受託手数料	1,928千円	1,500千円

2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
	1,060千円	千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
関係会社株式	165,300千円	165,300千円
計	165,300千円	165,300千円

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産		
会員権評価損	16,033千円	16,033千円
投資有価証券評価損	10,105	10,105
賞与引当金	8,909	5,941
役員退職慰労引当金	49,894	49,582
未払事業税	16,987	10,751
退職給付引当金	58,540	60,071
未払賞与	29,740	29,568
その他	37,937	38,291
繰延税金資産小計	228,147	220,344
評価性引当額	21,483	21,483
繰延税金資産合計	206,663	198,860
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	143,227	233,677
繰延税金負債合計	143,227	233,677
繰延税金資産の純額	63,435	34,816

(注)前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	64,138千円	53,751千円
固定負債 - 繰延税金負債	703千円	88,567千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費	1.6	1.4
受取配当金	5.5	6.8
住民税均等割	0.3	0.3
税率変更による期末繰延税金資産 の減額修正	0.8	
その他	0.5	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.8	25.8

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	92,184	7,295	1,539	97,940	68,341	3,697	29,598
工具、器具及び備品	195,501	15,799	8,492	202,807	158,920	27,286	43,887
リース資産	4,639			4,639	3,711	927	927
土地	6,027 (46,614)			6,027 (46,614)			6,027
有形固定資産計	298,352 (46,614)	23,094	10,032	311,414 (46,614)	230,974	31,912	80,440
無形固定資産							
電話加入権	2,652			2,652			2,652
ソフトウェア	119,293	2,082		121,375	117,184	1,553	4,191
無形固定資産計	121,945	2,082		124,028	117,184	1,553	6,844

- (注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()内は「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)」に基づき土地の再評価を行った土地再評価差額金であります。
2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	202	280		202	280
賞与引当金	28,869	19,251	28,869		19,251
役員退職慰労引当金	162,947	10,180	11,200		161,927

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。 http://www.tow.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法による)
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第40期(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)平成28年9月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第40期(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)平成28年9月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第41期第1四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月14日関東財務局長に提出

第41期第2四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月14日関東財務局長に提出

第41期第3四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)平成29年5月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年9月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成29年9月26日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成29年9月27日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年9月27日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 康 之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テー・オー・ダブリューの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリュー及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社テー・オー・ダブリューの平成29年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社テー・オー・ダブリューが平成29年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 9月27日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 康 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テー・オー・ダブリューの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリューの平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。